

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）					
地区名	主要地方道 <small>たはらたかまつせん</small> 田原高松線（平成23年に <small>たはらあかまつせん</small> 田原赤松線から名称変更）					
事業箇所	<small>たはらしたはらちよう</small> 田原市田原町地内					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は、<small>たはらし</small>田原市の中心部を東西に結ぶ主要な道路である。</li> <li>・特に、当該区間は周辺に公共施設、大型商業施設があり、高齢者から児童まで多くの人々が利用していることから、バリアフリー重点整備区域に位置づけられている。</li> <li>・そのため、本事業で点字ブロックの整備を実施することにより、歩行者の安全を確保したものである。</li> </ul>					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ① 歩行者の安全確保 <b>【副次目標】</b> -					
事業費	事業費		内訳			
	0.28億円		■工事費 0.27億円、□用補費 0.00億円、■その他 0.01億円			
事業期間	採択年度	平成23年度	着工年度	平成23年度	完成年度	平成24年度
事業内容	・点字ブロック設置工 L=460m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> ・点字ブロックの設置による歩行空間のバリアフリー化が図られ、歩行者が安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 <b>【達成状況に対する評価】</b> ・本事業の整備により、歩行者が安全に通行できるようになり、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> - <b>【達成状況に対する評価】</b> -				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					